

【 現場視察:上目黒小学校 】

目黒区を視察させていただいたのは、鈴鹿市の学童保育事業について、新放課後子どもプランに対応する施策、特に、学校施設の徹底活用と校内交流型の推進部分について不足している部分があると考えたからである。

そこでインターネットで資料を検索したところ、文部科学省総合教育政策局による「放課後児童対策に関する二省庁会議説明資料」において、学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例として目黒区が取り上げられていたことから着目、さらに目黒区の資料を読み込んだところ、目黒区の取り組みはタイムシェアだけではなく、そもそも「放課後子ども総合プラン推進計画」が個別に策定され、その上で事業に取り組まれているところがわかり、その点が鈴鹿市に参考になると考えたからである。

8月19日は実地で説明を受ける形になったため、その場として東急祐天寺駅そばの上目黒小学校に伺った。上目黒小学校は、駅近くの市街地にあるということもあってか、狭隘な敷地にグラウンドや屋内運動場などが入った建物となっていた。(写真1)

こちらの学校で、学童保育と誰でも参加することのできるランラン広場を受託・運営しているのは、民間企業である東急キッズベースキャンプであった。

学童保育についてはグラウンドに隣接した裏口のようなところから入ることになっていて、そこに子供たちの靴置き場があった。ランラン広場については通常の子供たちの昇降口から入ることになっていて、校舎内に受付が設定されていた。そのような運用になっているのは、校舎内に屋内運動場があり、施設の配置の都合もあるという。

屋内運動場は校舎二階にあり、通路でつながる形で事業者の入る部屋、次に学校図書館、そして学童保育活動の中心となるコミュニティールーム、そして学校校舎とつながる形だった。図書室については、上目黒小学校での事業では使わないと言う約束になっていて、図書などに触らないことを子供に伝えていたとのこと。そこで質問したところ、区内の他の学校では活用しているところもあるとの事だった。

学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例

東京都目黒区

放課後の時間帯の特別教室を放課後児童クラブとして一時利用

- 放課後の時間帯の特別教室（特別教室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを創設
- 事例家については、事例家などを活用して放課後児童クラブの専用区画に利用。専用区画を確保するために、校舎外に特設を設け、学校の施設を移動するなどして実施
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画から引取等で準備。児童のランドセル置き場は可動式のワーカーを用いる。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、あらゆる各学級の施設を利用するにあたっての施設手続（利用目的・管理責任、教育的ニーズ等）を明確にし、確認文書を作成。

ロールアウト

東京都練馬区

放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「おのづから」(一休型の放課後児童クラブ「放課後子ども教室」)を実施するにあたり、教育委員会と各小学校校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結。
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するもよとする小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」ということで、学校施設（設備）の使用目的、期間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じない場合の対応を明記し、ルール化。
- 協定書では、放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して明確にする工夫が行われている。



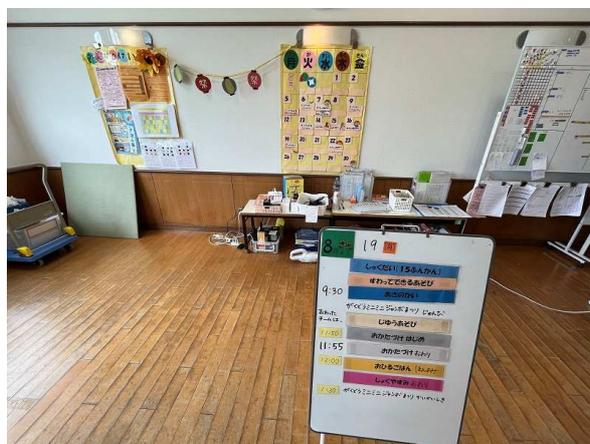
コミュニティールームについては、以前は異学年交流で食事をする場となっていたが、現在あまり使われていなかったため、その有効活用として使っている形になる。

そこには学童保育に関係する物品が常時設営されているのではなく、必要に応じて事業者のエリアから運び入れる形をとっていた。例としてスケジュール板やロッカーなどがあり、ロッカーに関しては下に台車がついて方向を変え背中を向けることで対応していた。もともと食事の場として使われていた経緯もあり手洗い場がそばにあること、またトイレについても同じ階にあるということで、使い勝手は悪くないという。また、学校とつながっていることによって、子供たちだけではなく、先生の移動の導線の中にある事にもなり、そのような面からのメリットもあると言う。

現在の子どもの数は約30人で、保護者の送り迎えについては、外に設置されたインターホンで保護者が呼び出す形で、それを受けて指導員が校舎内のエリアで準備をし、子どもを正門と校舎の間に誘導して受け渡しを行っている。学童保育の関係は、常勤職員が3人、非常勤4人で対応しているとの事だった

ランラン広場に関して、利用可能な生徒は上目黒小学校の生徒だけでなく、私立小学校に通っている上目黒小学校区内の子供や、また保護者同伴であれば幼児の利用も可能ということであった。1日あたりの利用は、学童の子供も含めて1日約40人から50人ということであった、

屋内運動場で実際に利用している子供たちの様子を見ていったところ、学童保育の子供にはビブスを着用してもらいわかりやすくしていた。また当日は酷暑だったため、空調の効いた体育館で身体的活動をする子と、子供といろいろなもので遊ぶ子と、静的な活動をする子がどちらもいた。ランラン広場に通う子については、そこにもものが置けるようになっていた。



校内ではランラン広場に関する情報や児童館等の情報も掲示されていた。事業者の説明では、学校との連携を取るために、密にコミュニケーションをとっており、その中で学校の校内掲示等も行っていると言う事だった。

また、情報については昇降口等で見やすいところに掲示をするなど工夫もされていた。

これらの取り組みを進めるにあたって、目黒区においては児童館の存在もあり、児童館において学童保育は実施されているところもあるなど子供の放課後の居場所授業は多様であることが事業を進めるにあたってメリットであると感じた。



現場を見学させて頂いた感想は、大人が縦割りの発想で考えるのではなく、“こども”のためということを中心において考え、どのように使うかを話しあえば実現できるということと、このように学校施設を活用して事業を行うことは、鈴鹿市にとっても意義のあることである。

<p>質問回答 および 質疑関連</p>	<p>※資料1，資料2を参照</p>
<p>感想</p>	<p>目黒区の取り組みは、平成30年の新放課後子どもプランをきっかけにしたもので、国の示した方針にそって着実に進めている。その背景には、おそらく児童館が過去からあるなど、子ども政策に関しての職員意識のあり様が影響していると思われる。鈴鹿市の現状は、平成30年時点の目黒区より、残念ながら遅れているといわざるを得ない。</p> <p>その要因はおそらく、学童保育をはじめとした放課後の子どもの居場所政策について、「子育て支援」という視点から考えているからであろう。つまり、子どもにとって最善の選択という視点からではなく、大人を主に置いた取り組みになっているからだと思定される。</p> <p>それは「子ども条例」策定からも見られるもので、「こども基本法」がすでに制定、施行されているにもかかわらず、市議会からの提言を軽んじながら、市長公約となったとたんにスケジュールにとらわれ、作ることが目的化</p>

している状況に端的に表れている。

新放課後子どもプランに沿った、学校施設の活用と、すべての子どもを対象にする校内交流型の居場所づくりについては、すでに検討の域ではなく、その方向に沿って鈴鹿市も取り組むべきことである。

現在、第3期鈴鹿市子ども子育て計画が策定されているが、その中、「第5章 放課後児童対策パッケージに基づく鈴鹿市行動計画素案」が示されているが、学童保育のみのように見受けられるため、素案について抜本的に見直すべきと考える。可能であれば、目黒区の取り組みのように放課後の児童対策は別建てで策定するほうが、鈴鹿市にとっても意義がある。

また、検討に当たっては、子ども子育て会議で行うのではなく、多くの関係者を交えた検討会議を設置して検討するべきと考える。

■鈴鹿市への提言 ■

1. すべての子どもを対象に放課後の居場所づくりを考えるべきである。
2. 学校、公民館だけでなく、多様な居場所を考えるべきである。
3. 策定中の計画第5章は抜本的に見直すべきである
4. 今後の放課後の居場所づくりを考えるにあたっては、学童保育だけでなく広い視点からの議論と、多様な関係者の参画による会議体を設置して取り組むべきである。